

仕 様 書

1 件名

新宿区役所本庁舎外1施設照明LED化ESCO事業

2 契約の目的

この契約は、受託者が委託者に提供する改修工事の設計・施工、運転・維持管理、計測・検証、運転管理の助言及び省エネルギーと光熱水費削減保証に対するパフォーマンス等の契約期間中継続的に提供される省エネルギー検証等サービス（以下「ESCOサービス」という。）のために必要なESCO設備を委託者の敷地内に設置する工事及びESCOサービスに必要とする委託者の施設等の改修工事（以下「改修工事等」という。）並びに受託者の委託者に対するESCOサービスの提供を行うことを目的とする。

3 履行場所

別紙 対象施設一覧表のとおり。

4 履行期間

契約締結日の翌日（令和7年10月予定）から令和14年2月27日まで

5 適用

本仕様書は、新宿区総務部施設課（以下「施設課」という。）が施行するESCO事業業務のプロポーザル契約に適用する。

6 用語の定義

- (1)「監督員」とは、施設課職員で、契約図書に定められた範囲内において受託者又は代理人に対する指示、承諾、協議、調査業務及び設計業務の進捗状況の確認及び本仕様書に記載された内容の履行状況の確認等の職務を行う者をいう。
- (2)「代理人」とは、受託者が定めた者で、契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる者をいう。
- (3)「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発効年月日を記載し、署名又は記名したものを有効とする。緊急を有する場合はファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとする。
- (4)「照明器具」とは、一般照明、非常照明、誘導灯等含む全ての照明設備のことをいう。
- (5)「契約図書」とは、契約書及び本仕様書をいう。
- (6)「報告」とは、受託者が監督員に対し、業務の遂行に係る事項について、知らせることをいう。
- (7)「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督員が同意することをいう。
- (8)「協議」とは、契約図書の協議事項について、委託者と受託者とが対等の立場で合

議することをいう。

(9)「提出」とは、受託者が監督員に対し、業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(10)「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために代理人が監督員等と面談等により、業務の方針や条件等又は調査内容の疑義を質すことをいう。

(11)「協力会社」とは、受託者が業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

7 業務内容の疑義

受託者は、業務内容等に疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

8 打合せ及び記録

(1) 受託者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、監督員と適切な時期に連絡を取り、業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容を、書面（打合せ議事録）に記録し、相互に確認の上、提出する。

(2) 受託者は、業務の進捗状況に応じて、業務ごとに監督員へ中間の報告をし、打合せを行うものとする。

(3) 受託者は、監督員から進捗状況等の報告を求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(4) 書面（打合せ議事録）は、Word 又は Excel 文書で作成したものとする。

9 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

10 業務の範囲

事業者が行う E S C O サービスの範囲は、次のとおりとする。

(1) 現況調査、設計等サービス

ア 現況調査及びその関連業務

イ 省エネルギーに関する詳細診断、設計及びその関連業務

(2) 改修工事等サービス

ア 施工（施工管理含む）及びその関連業務

イ 工事に関連するすべての手続き業務及びその関連業務

ウ 改修工事等サービス完了検査後の引き渡し業務

(3) 省エネルギー検証等サービス

ア 省エネルギー量の計測、検証業務

イ 光熱費削減の保証業務

ウ E S C O 設備及び関連する既設設備（以下、「E S C O 設備等」という。）の運転管理及び維持管理の助言

11 現況調査、設計等サービスの概要

(1) 現況調査及びその関連業務

ア 調査計画書等

受託者は、契約締結後速やかに、調査計画書を委託者に提出し、承諾した上で省エネルギーの診断や分析のための調査、設計等施工に必要となる事前調査等を行う。

調査計画書には次に掲げる書類を入れること

- (ア) 協力業者(受託者が業務の遂行にあたって、その業務の一部を再委託する者をいう。)
- (イ) 調査員名簿
- (ウ) 調査方法等について
- (エ) 緊急時の連絡体制
- (オ) 工程表
- (カ) その他委託者が提出を求める書類

イ 照明器具調査等

受託者は、契約締結後速やかに、対象施設内(外壁、外構も含む)の全ての照明器具を、次に掲げる事項について、目視による調査を行う。また、各室(部位)ごとに、照明器具の設置状況等が確認できる写真を撮影する。なお、調査にあたっては、スケジュールや調査方法等について、事前に区と協議し了承を得たうえで実施すること。

- (ア) 照明器具の数量、設置状況、種類(プルスイッチ・非常照明の有無、階段通路誘導灯等)
- (イ) 照明器具のランプ形式(LED、蛍光灯、水銀灯等)及びワット数
- (ウ) 照明器具の取付型(直付型、埋込型、吊下型、システム天井等)
- (エ) 照明器具の開口寸法(埋込型に限る)
- (オ) 点滅器等の位置、種類及び点灯区分

ウ 報告書の作成

受託者は、現況調査の調査結果を、次に掲げる事項について、施設ごとに報告書を作成する。

(ア) 照明器具等配置図

照明器具の配置状況、点滅器の位置及び点灯区分を、委託者が提供する建築平面CAD図にプロットする。使用するCADソフトは、JW-CAD又はJW-CAD形式で保存できるCADソフトを使用すること。

(イ) 照明器具・点滅器等一覧

各室(部位)ごとに、照明器具の数量、種類、ランプ形式、取付型、寸法等の一覧を作成する。

(2) 設計及び省エネルギーに関する詳細診断等

ア ベースライン等の算出

ESCOサービスによる削減対象とする1年間の光熱費の基準額(以下「ベースライン」という。)は、機器の仕様と委託者が想定する部屋種別ごとの点灯時間、電気単

価を基に算出して得た額とする。

また、設備更新後の光熱費の削減予定額については、更新予定の機器の仕様を基にベースラインと同じ条件で更新後の光熱費を算出し、それとベースラインの差額とする。

イ 施工設計書作成等

受託者は、調査の結果を踏まえ、改修工事等サービスで使用する設計図を作成し、委託者に提出すること。

ウ 計画策定等

受託者は、調査の結果を踏まえ、省エネルギー診断や分析の結果、E S C O設備の設置スケジュール、設計、ベースラインの設定、削減予定額に関する事項及び削減保証の方法等をまとめた「包括的エネルギー管理計画書」（以下、「管理計画書」という。）を作成すること。また、その他本業務において区が必要とした資料についても管理計画書とは別に提出すること。

具体的な計画書等の内容及び提出時期、提出方法等については、委託者受託者協議のうえ決定する。

12 改修工事等サービスの概要

(1) 施工等

ア 予定更新台数

別紙 L E D化対象設備一覧表のとおり。

ただし、現況調査サービス後の提出された照明器具の一覧をもって予定更新台数とする。

なお、施工前に委託者が必要と認めた場合、対象設備の増減等の変更を行うことができる。その場合は、委託者受託者協議のうえ、管理計画書等の変更を行う。

イ 設置条件

原則として、照明の位置は変更せず現行と同等程度の照度及び機能を確保したL E Dに更新すること。また、更新後の照明の総消費電力量を、施工前と比較して40%以上削減する内容であること。その他施工にあたっては、「別紙 施工等特記仕様書」のとおりとする。

(2) その他

ア 施工にあたり、対象の10%程度が、「東京都電気設備工事標準仕様書」による電灯設備の設置の吊りボルト措置が必要となる。また、同様に対象の10%程度が関係法令に基づくアスベスト対策を行い施工する必要があるものとする。なお、詳細な施工方法については委託者受託者協議のうえ決定する。

イ 前号については発注段階での区の想定した割合であるため、契約後の調査、設計、施工時にその割合が変更になることが見込まれる場合については、委託者受託者協議のうえ契約変更等の手続きを行う。

また、受託者は当初想定より割合が少ないことが確定した場合については、当該業務分の費用を算出し、減額変更に応じること。ただし、他に費用が増加する要素があり、相殺することを区が認めた場合はこの限りではない。

13 省エネルギー検証等サービスの概要

(1) 省エネルギー量の計測、検証業務

受託者は毎年度、改修工事等サービスが完了しているすべての施設を対象に、消費電力の計測等を実施する。その結果を基に、省エネルギー効果の試算を行うこと。

(2) 光熱費削減の保証等業務

ア 光熱費削減の保証

受託者は試算した省エネルギー効果に基づき、管理計画書で定める削減効果に満たない場合は、当該年度の省エネルギー検証等サービス支払額を限度として、その差分を保証する。なお、計算の結果、1円未満の端数が生ずるときは、これを切り捨てた金額とする。その他具体的な保証に係る事項については管理計画書に定めるほか、別途協議のうえ決定する。

イ E S C O設備等の運転管理等の助言

受託者は、必要に応じて、効果的な運転管理についての助言を行うことができ、委託者は、当該助言を尊重するものとする。

ウ 運転管理等の見直し

受託者は、省エネルギー効果が想定より少ない場合は、その理由を分析し、必要に応じて運転管理方法についての助言やE S C O設備の改修等により改善を図ること。また、見直し等を行う場合にはあらかじめ委託者受託者協議でその内容を決定すること。

14 サービス期間等

(1) 現況調査、設計等サービス

令和8年2月27日まで

- ・管理計画書の作成に必要な調査や設計等は原則として令和8年2月27日を期限とする。ただし、委託者の要請により、調査場所や時期の制限があり、必要な調査等が実施できなかった場合については、この限りではない。

(2) 改修工事等サービス

令和9年2月26日まで

- ・機器設置から検査完了後の機器引き渡しまでの期間については試運転期間とすること。

(3) 省エネルギー検証等サービス

令和9年4月1日から令和14年2月27日まで

15 代理人

受託者は、受託業務履行の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を代理人として選任し、委託者に通知しなければならない。

16 業務実績情報の作成及び登録

受託者は、契約金額が、100万円以上の調査は、(一財)日本建設情報総合センター(以

下「JACIC」という。)の「業務実績情報システム」(以下「テクリス」という。)に基づく業務実績情報の作成及び登録を行う。

JACIC のテクリスで「実績データ」を作成し、「登録のための確認のお願い」を出力して監督員の確認を受けた上、登録する。

また、登録後、JACIC が発行する「登録内容確認書」を監督員に提出する。

登録は、以下による。

- (1) 契約締結後、速やかに契約登録を行う。
- (2) 業務完了後、速やかに完了登録を行う。
- (3) 業務履行中に、契約内容の変更により契約時登録データの変更があった場合、速やかに変更登録を行う。
- (4) 登録した実績データに誤りがあった場合、監督員に確認を行った上、速やかに訂正登録を行う。

17 資料の貸与及び返却

- (1) 委託者は、本業務を実施する上で必要なデータ及び資料を受託者に貸与するものとする。

ア 各階平面図(CAD データ)

イ その他作業上必要と認める資料

- (2) 受託者は、本業務に必要な資料及びデータの貸与を受ける場合には、種類及び借用期間等を明確にした上で、書面をもって委託者に申請するものとする。
- (3) 受託者が貸与資料を紛失、汚損、破損、消失等した場合は、新たに資料を作成する等現状に回復し返却しなければならない。その場合において要する費用については、受託者の負担とする。
- (4) 受託者は業務終了後、貸与した資料及びデータを速やかに返却するものとし、複製したデータ等は消去を行うこととする。

18 施設への立入り等

- (1) 受託者は、現況調査にあたって、当該施設の施設管理者と調査日程について打合せを行い、承認を得ること。また、受託者は調査日程決定後、速やかに調査日程を委託者に報告すること。
- (2) 受託者は、調査のため施設に立入る際には、腕章（監督員が貸与又は承諾したもの）を着用して業務にあたるものとする。身分証明書は、施設管理者等から請求があったときは、これを提示するものとする。
- (3) 調査の実施に当たっては、常に言動・服装・仕草等に注意し、施設利用者等関係人に不快感・嫌悪感等を与えないように細心の注意を払う。

19 検査

- (1) 受託者は、業務を完了したときは、速やかに委託者に対してその旨を報告し、又は成果物を搬入し、委託者の検査を受けなければならない。

ア 現況調査、設計等サービス

受託者は、完成した調査計画書・報告書並びに設計書等提出物を期日までに委託者

に提出し、委託者の検査を受けなければならない。

イ 改修工事等サービス

受託者は、受託者の費用負担で、E S C O設備が管理計画書に記載された内容を満たしていることを事前に確認し、期限までに、それぞれ設計や施工の各段階で完了届を委託者に提出する。委託者はその内容を検査し、必要に応じて受託者に立ち合いを求め実施検査等を行うことができる。完了届の記載内容や具体的な検査方法については委託者受託者協議のうえ決定する。

検査合格後に当該E S C O設備の所有権は委託者に帰属する。

ウ 省エネルギー検証等サービス

受託者は毎年度、E S C Oサービス事業報告書を委託者に提出し、その検査を受けなければならない。事業報告書の記載内容については委託者受託者協議のうえ決定する。

(2) 委託者は、前項の報告があったときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

(3) 受託者は、前項の検査に合格しないときは、直ちに契約の内容に適合するように手直し、再検査を受けなければならない。

20 支払い方法

改修工事等サービスについては、機器設置後に検査合格した部分について、受託者の請求に基づき支払いを行う。

省エネルギー検証等サービスについては、年度ごとの検査完了後に、受託者の請求に基づき支払う。

21 協力業者の選定

受託者は、本契約の履行にあたって別業者と契約を行う場合は、新宿区内に本店または主たる営業所を有する業者の選定に努めること。

22 著作権の譲渡等

受託者は、成果物又は成果物を利用して完成した建築物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作物の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）のうち受託者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に委託者に無償で譲渡する。

23 著作者人格権の制限

受託者は、委託者に対し次の各号に掲げる行為をすることを承諾し、その他著作物の利用について著作者人格権を行使しない。

(1) 成果物等を公表すること。

(2) 成果物等を委託者が自ら複製し、または翻案、変形、改変その他の修正をさせること。

24 再委託

- (1) 受託者は業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等の一部または全部は、再委託してはならない。主要な部分以外を再委託する場合は、業務分担の内容を明確にした資料を提出するとともに、その実施について適切な指導、管理を行うこと。
- (2) 受託者は、コピー、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理等の軽微な部分を除き、業務の一部を再委託するに当たっては、監督員の承諾を得た上で、当該業務の遂行能力を有する者の中から再委託先（以下「協力会社」という。）を選定する。また、協力会社が新宿区の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。
- (3) 受託者は、協力会社の業務執行体制、経歴等の概要を監督員に提出する。
- (4) 受託者は、協力会社に対し業務の実施について適切な指導及び管理を実施する。

25 秘密を守る義務

- (1) 受託者及び下請負人等は、委託事業の遂行上知り得た委託者の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (2) 委託者は、この契約により知り得た受託者の情報のうち、E S C Oサービスに係る受託者特有の技術やその他法人の事業活動、競争上の地位などの利益が損なわれる情報については第三者に漏らしてはならない。ただし、受託者が事前に了解した範囲の内容及び法令等に基づき公開する場合等はこの限りでない。
- (3) 前2項の規定は、契約期間の終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。

26 監督員による催告

次の各号のいずれかに該当する場合、委託者は受託者に対し、状況改善のための内容及び期間を定め、催告するものとする。

- (1) 期限が定められた報告及び手続等について、監督員の許可なく遅滞したとき。
- (2) 受託者の責又は能力に起因し、履行期間内に業務を完了する見込みがないと監督員が判断したとき。

27 委託者による催告

「26 監督員による催告」による催告の内容が履行されない場合、委託者は相当の期間を定め、その履行を催告するものとする。

28 委託者の通知義務

- (1) 委託者は、E S C O設備の故障又は不具合を発見したときは、速やかに受託者に通知するものとする。
- (2) 委託者は、履行場所へのエネルギー供給が中断したときは、速やかに受託者に通知するものとする。
- (3) 受託者は、本条第1項及び第2項の通知を受けた時は、E S C O設備等の点検を行い、E S C Oサービスの提供に支障をきたさないよう復旧、調整等の措置を講じること。また、これに経費が発生する場合は、事前に委託者の承諾を得たうえで行うこと。

- (4) 委託者は、受託者の改修工事等が完了した日の属する月の翌月以降の履行場所に係る光熱費の実績を、受託者に対して通知するものとする。通知の頻度及び方法については委託者受託者協議のうえ決定することとする。

29 維持管理等

- (1) 受託者は、委託者による通知を受けたときは、直ちにE S C O設備等の点検を行い、E S C Oサービスの提供に支障をきたさないよう、委託者の承諾を受けた範囲の復旧、調整等を行わなければならない。
- (2) 前項により受託者がE S C O設備等の復旧、調整を行う際の経費については、施工不良等の受託者の責めに帰する事由により生じた場合を除き、委託者がこれを負担することとし、事前にその費用の内訳等を説明したうえで委託者の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、委託者の建物の冷暖房や照明等の快適性能を従来どおり維持する。

30 ベースラインの調整

- (1) 気象若しくは履行場所の機器の稼動状況、履行場所の運転管理方法等に著しい変更が生じたとき、又は光熱費の単価に変更が生じたときは、委託者又は受託者は、合理的な根拠を示す資料を作成し、相手方に対し、ベースラインの修正を求めることができる。
- (2) 委託者及び受託者は、相手方の承諾なしにベースラインを変更することができない。
- (3) 契約締結から3年経過した時点で、委託者は受託者に、受託者は委託者に、この時点の金利で削減予定額、削減保証額及び年度別支払限度額の見直しを求めることができる。この場合において、委託者及び受託者が協議の上、新たに削減予定額、削減保証額及び年度別支払限度額を定めるものとする。ただし、見直しを行う際の金利の上限は、年利2パーセントとする。

31 E S C O設備の改修等

- (1) 委託者は、受託者の承諾なしに、E S C O設備の増設若しくは改造を行い、そのいずれかの部品を取り替え、又は撤去してはならない。
- (2) 委託者は、E S C O設備に影響する既存設備の増設又は改造、いずれかの部品の取り替え又は撤去を行う場合には、受託者に連絡するものとする。

32 損害賠償

- (1) 受託者は、事業の実施に関し、自己の責めに帰する事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときは、委託者又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない事由により生じた損害についてはこの限りではない。
- (2) 委託者は、自己の責めに帰する事由によりE S C O設備に損害を与えたとき、及びその結果により第三者に損害を与えたときは、受託者又は第三者に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰することのできない事由により生じた損害についてはこの限りではない。
- (3) 本条第1項及び第2項に規定する損害のうち、委託者及び受託者の双方に過失が認められる場合においては、委託者及び受託者が共同してその損害を賠償するものとし、そ

の賠償に要する経費の負担割合は、委託者及び受託者が協議の上、これを定めるものとする。

33 委託者の契約解除権

(1) 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

ア 受託者が正当な理由なしに、この契約の履行に着手しないとき。

イ 受託者の責めに帰する事由により、「14」に規定する期間内に業務が開始される見込みがないとき、又は完了する見込みがないことが明らかとなったとき。

ウ 受託者がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達成することができないことが明らかになったとき。

エ 受託者の責めに帰する事由によらない近隣住民からの要望、及び行政手続きの不備等により事業の継続が困難と判断されるとき。

(2) 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の総支払額（受託者が既に履行した部分に相当する金額を除く。）の10分の1に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、前項エの事由によりこの契約が解除されたときはこの限りではない。

34 受託者の契約解除権

受託者は、次の各項のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部の解除をすることができる。

(1) 委託者の都合により履行場所の運営停止又は大幅な改造等が行われ、これによってE S C Oサービスの提供が著しく損なわれ、かつ、受託者に著しい損害が発生するとき。

(2) 委託者の責めに帰する事由により、E S C Oサービスの提供が不可能となったとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によりE S C Oサービスの提供が不可能となったとき。

35 委託者による契約解除後の処理

(1) 「33」の規定によりこの契約が解除された場合、受託者は、委託者の承諾を得た上で、E S C Oサービスの履行が十分可能な新たな事業者業務を引き継ぐ。

(2) 前項の規定にかかわらず、「33(1)エ」の規定により契約を解除するときは、委託者は、契約金額の総支払額（受託者に既に支払った金額を除く。）の10分の1に相当する金額の違約金を受託者に支払う。

(3) 受託者は、委託者が前項の措置を行った後、受託者が本業務の実施にあたり既に使用している費用等に違約金が満たない場合は、委託者に対し当該損害分の賠償を求めることができる。

36 受託者による契約解除後の処理

(1) 「34」の規定によりこの契約が解除された場合、委託者は、契約金額の総支払額（受託者に既に支払った金額を除く。）の10分の1に相当する金額の違約金を受託者に支払う。

- (2) 受託者は、委託者が前項の措置を行った後、受託者が本業務の実施にあたり既に使用している費用等に違約金が満たない場合は、委託者に対し当該損害分の賠償を求めることができる。

37 契約の変更

この契約の締結後、履行場所の運営の一部変更、制度の変更、第三者から受けた損害、天災等により契約の履行が著しく不適當となったと認められるときは、次の各項のいずれかによることとする。

- (1) 委託者の責めに帰する事由により契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、受託者は、受託者の不利益にならない範囲で契約内容を変更することができる。
- (2) 前項の場合において、受託者に明らかな損害が発生するときは、契約内容を変更し、さらに受託者に発生する損害を委託者が負担する。
- (3) 受託者の責めに帰する事由により契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、委託者は、委託者の不利益にならない範囲で契約内容を変更することができる。
- (4) 前項の場合において、委託者に明らかな損害が発生するときは、契約内容を変更し、さらに委託者に発生する損害を受託者が負担する。
- (5) 委託者及び受託者の両者の責めに帰する事由又は第三者の責めに帰する事由により契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、委託者及び受託者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。
- (6) 天災等による委託者及び受託者の責めに帰することのできない事由により契約条件が著しく不適當となったと認められるときは、委託者及び受託者が協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

38 天災等不可抗力

天災等の委託者又は受託者のいずれの責めに帰することのできない事由によりこの契約に基づく義務を履行できない場合は、委託者及び受託者が協議の上、次の各項のいずれかによることとする。

- (1) 天災等不可抗力による状況が改善されるまで、遂行不能になった委託者又は受託者の義務を一時停止し、この契約を有効なものとして継続する。
- (2) 委託者又は受託者が他方に対しての義務を遂行することが不可能な事態においては、10日前までに、委託者は受託者に、受託者は委託者に通告を行った上で、契約を解除する。

39 事故防止

- (1) 受託者は、公衆の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑を防止するため必要な措置を講じる。
- (2) 調査の実施中に事故等が発生したときは、応急措置・二次災害の防止等必要な措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等について遅滞なく監督員に報告し、その指示に従って適切な対応を行う。

40 交通及び保安上の措置

調査の作業実施中、交通の妨害となる行為その他公衆に迷惑を及ぼす行為がないように次の事項を守り、交通及び保安上に十分注意する。

- (1) 作業区域内に、車両又は歩行者の通行があるときは、その妨げにならないように十分注意する。特に、歩行者の安全には十分に注意し、必要に応じて交通整理員を配置する。
- (2) 調査の実施のため、交通の禁止又は制限する必要があるときには、監督員と協議し、関係機関の許可を得る。
- (3) 作業を行うもの自身の安全にも十分留意する。

41 ディーゼル車規制の遵守

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車に努めること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

42 新宿区環境マネジメントへの協力

受託者は、「新宿区環境マネジメント」を構築し、新宿区の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。業務の実施に当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に配慮するものとする。

43 不当介入に対する通報報告

本契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再受託者が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。）は、「新宿区契約における暴力団等排除措置要綱」及び「暴力団等排除に関する特約条項」に基づき、監督員への報告及び警視庁管轄警察署への通報並びに捜査上必要な協力をすること。

44 障害者への配慮

受託者は、業務の実施に当たっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。

45 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、両者協議のうえ、必要に応じて契約の変更等を行い当該業務の円滑な履行に努めること。
- (2) 契約の変更を行う場合で、当初議会で議決された内容の変更については、当該変更内容については、議会の議決を経たのちに確定し、効果を発生するものとする。

- (3) 業務の履行にあたっては、新宿区環境マネジメントの取り組みへの協力すること。
- (4) 受託者は、感染症予防対策を講じて、本業務を実施すること。
- (5) 業務の履行にあたっては、履行場所の職員や利用者等に影響がないよう十分配慮して行うこと。